

Radiata Increase



FP3級 2019 年 1 月 個人資産相談業務 過去問解説

《本教材について》

・本PDFは閲覧・ダウンロードは可能ですが、掲載してある内容が無断複写・無断転載は禁止します。

・解説動画は、ラジアータインクリース[無料教材]ページからYouTube動画をご覧ください。

《最短最速合格ガイドについて》

・[最短最速合格ガイド]の詳細についてはラジアータインクリース[FP試験教材]ページからご覧ください。



— 解答にあたっての注意 —

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2018年10月 1 日現在
施行の法令等に基づいて解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例については考慮
しないものとします。

2. 問題は、【第 1 問】 から 【第 5 問】 まであります。
3. 各問の問題番号は、通し番号になっており、《問 1》 から 《問15》
までとなっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 各問について答を 1 つ選び、その番号を解答用紙にマークしてくだ
さい。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問1》～《問3》)に答えなさい。

《設 例》

X株式会社(以下、「X社」という)に勤務するAさん(55歳)は、長男Cさん(19歳)との2人暮らしである。長男Cさんの父親Bさんとは、長男Cさんが5歳のときに離婚している。

Aさんは、現在、定年退職後の資金計画を検討しており、公的年金制度から支給される老齢給付について理解を深めたいと思っている。また、今年20歳になる大学生の長男Cさんの国民年金の保険料の納付について、学生納付特例制度の利用を検討している。そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんとその家族に関する資料は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

(1) Aさん(昭和38年10月17日生まれ・55歳・会社員)

・公的年金加入歴： 下図のとおり(60歳定年時までの見込みを含む)

20歳から大学生であった期間(30月)は国民年金に任意加入していない。大学卒業後、X社に入社し、現在に至るまで同社に勤務している。

・健康保険(保険者：健康保険組合)、雇用保険に加入中

20歳	22歳	60歳
国民年金 未加入期間 (30月)	厚生年金保険	
	被保険者期間 (204月)	被保険者期間 (246月)
	(平成15年3月以前の 平均標準報酬月額30万円)	(平成15年4月以後の 平均標準報酬額40万円)

(2) 長男Cさん(平成11年5月20日生まれ・19歳・大学1年生)

※長男Cさんは、現在および将来においても、Aさんと同居し、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※家族全員、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 1》 はじめに、M さんは、A さんが老齢基礎年金の受給を 65 歳から開始した場合の年金額を試算した。M さんが試算した老齢基礎年金の年金額の計算式として、次のうち最も適切なものはどれか。なお、老齢基礎年金の年金額は、平成 30 年度価額に基づいて計算するものとする。

1) $779,300\text{円} \times \frac{450\text{月}}{480\text{月}}$

2) $779,300\text{円} \times \frac{450\text{月} + 30\text{月} \times \frac{1}{2}}{480\text{月}}$

3) $779,300\text{円} \times \frac{450\text{月} + 30\text{月} \times \frac{1}{3}}{480\text{月}}$

【答え】

老齢基礎年金の計算方法は、

満額の年金額 $\times$ (保険料納付済み期間 $+$ 免除期間) $\div$ 480 月 (40 年 $\times$ 12 ヶ月)

となっており、平成 30 年度の満額の年金額は 779,300 円。

・納付済み期間

A さんの場合には、このまま 60 歳まで支払うことを前提とすると 450 月となります。

・免除期間

A さんには免除期間はありませんので、免除期間は 0 月。

計算式に当てはめると、

$779,300\text{円} \times 450 \div 480$

従って、1

《問 2》 次に、Mさんは、老齢厚生年金について説明した。Mさんの A さんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

1) 「A さんのような昭和 36 年 4 月 2 日以後に生まれた女性の場合、報酬比例部分のみの特別支給の老齢厚生年金の支給はありません。A さんは、原則として、65 歳から老齢厚生年金を受給することになります」

2) 「A さんの厚生年金保険の被保険者期間は 20 年以上ありますので、A さんが 65 歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額には加給年金額が加算されます」

3) 「A さんが老齢厚生年金の繰上げ支給の請求をする場合、同時に老齢基礎年金の繰上げ支給の請求を行わなければなりません」

【答え】

1. 不適切×

特別支給の老齢厚生年金は、男性では生年月日が昭和 36 年 4 月 2 日以降の人、女性では 5 年遅れで生年月日が昭和 41 年 4 月 2 日以降の人には支給されません。

支給開始年齢については、

生年月日(女性は表記より 5 年遅れ)	支給年齢
昭和 28 年 4 月 1 日以前	60
昭和 28 年 4 月 2 日～昭和 30 年 4 月 1 日	61
昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日	62
昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日	63
昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日	64

女性である Aさんは、昭和 38 年生まれですので、63 歳より支給開始となります。

2. 不適切×

加給年金は、厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点で、その方に生計を維持されている配偶者または子(18歳になって最初の3月31日まで)がいるときに加算されます。

Aさんは、配偶者と離婚しており、長男 Cさんも 19 歳ですので、加給年金の支給要件に該当しません。

3. 適切○

老齢厚生年金の繰上げ受給を請求する場合には、老齢基礎年金の繰上げ請求も同時に行わなければなりません。これにより、受給開始年齢は原則として 65 歳となっていますが、60 歳から 64 歳でも受給時期を選ぶことができます。その際、繰り上げた月数×0.5%が老齢厚生年金額から減額となります。

従って、3

《問 3》 最後に、Mさんは、国民年金の学生納付特例制度(以下、「本制度」という)について説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 1~3 に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

「本制度は、国民年金の第 1 号被保険者で大学等の所定の学校に在籍する学生について、(①) の前年所得が一定額以下の場合、被保険者等からの申請に基づき、国民年金保険料の納付を猶予する制度です。なお、本制度の適用を受けた期間は、老齢基礎年金の受給資格期間に算入 (②) 。

本制度の適用を受けた期間の保険料は、(③) 年以内であれば、追納することができます。ただし、本制度の承認を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます」

- | | | |
|-----------|---------|------|
| 1) ① 世帯主 | ② されません | ③ 10 |
| 2) ① 学生本人 | ② されません | ③ 5 |
| 3) ① 学生本人 | ② されます | ③ 10 |

【答え】

・学生納付特例制度では、第 1 号被保険者で一定の大学等の学生である者は、前年の所得が一定金額以下の場合、適用を受けることができます。

・納付猶予の期間は、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取るために必要な受給資格期間にカウントされますが、老齢基礎年金額の受給額が増えることはありません。

・保険料の免除、猶予を受けた期間は 10 年以内であれば、追納が可能です。

従って、3

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問4》～《問6》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん(30歳)は、将来に向けた資産形成のため、株式や投資信託によって積極的に運用したいと考えている。Aさんは、これまで預貯金以外の金融商品を利用した経験がなく、ニュース番組等で見聞きする日経平均株価などの株価指数やPERなどの投資指標について理解しておきたいと思っている。

Aさんは、X社株式(東京証券取引所市場第一部上場)を購入したいと考えているが、友人が保有している上場不動産投資信託(J-REIT)にも興味を持っている。そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

X社に関する資料は、以下のとおりである。

＜X社に関する資料＞

総資産	2,000億円
自己資本(純資産)	600億円
当期純利益	45億円
年間配当金総額	18億円
発行済株式数	6,000万株
株価	1,200円
決算期	2月末

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 4》 はじめに、M さんは、株価指数について説明した。M さんの A さんに対する説明として、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「東証株価指数(TOPIX)は、東京証券取引所市場第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象とする株価指数です。時価総額の大きい銘柄(大型株)の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」
- 2) 「日経平均株価は、東京証券取引所市場第一部および第二部に上場している代表的な 400 銘柄で構成される修正平均型の株価指数です。株価水準の高い銘柄(値がさ株)の値動きの影響を受けやすいという特徴があります」
- 3) 「ダウ・ジョーンズ工業株価平均(ダウ平均株価)は、ニューヨーク証券取引所に上場している全銘柄で構成される修正平均型の株価指数です。分散投資の観点から、ダウ平均株価に連動する投資信託を購入することも検討事項の 1 つです」

【答え】

1. 適切○

TOPIXとは東京証券取引所一部の**全銘柄**を対象とした株価指数で、時価総額の**大きい**銘柄の影響を受けやすくなっています。

2. 不適切×

日経平均株価の対象銘柄は、東京証券取引所第一部に上場している、代表的な **225 銘柄を対象**としています。

3. 不適切×

ダウ平均株価はニューヨーク株式市場の代表的な **30 銘柄**で、平均型株価指数です。

従って、1

《問 5》 次に、M さんは、株式の投資指標について説明した。M さんの A さんに対する説明 として、次のうち最も不適切なものはどれか。

- 1) 「PER は、株価が 1 株当たり当期純利益の何倍であることを示す指標です。〈X 社に 関する資料〉から算出される X 社の PER は、16 倍です」
- 2) 「ROE は、総資産(総資本)に対する当期純利益の割合を示す指標です。〈X 社に関する資料〉から算出される X 社の ROE は、2.25%です」
- 3) 「〈X 社に関する資料〉から算出される投資指標の数値は、同業他社の数値や X 社の過去の傾向などと比較して、投資判断材料の 1 つとすることをお勧めします」

【答え】

1. 適切○

PERとは、株価が1株当たり純利益の何倍になっているかを表した指標です。計算式は

$$\text{PER(倍)} = \text{株価} \div \text{1株当たり当期純利益(EPS)}$$

$$\text{EPS(1株当たり当期純利益)} = \text{当期純利益} \div \text{発行済株式数}$$

- ・ PERが高いほど割高
- ・ PERが低いほど割安

X社のPERでは株価1,200円、当期純利益は45億円、発行済株式総数は6,000万株ですから、

$$1,200 \text{円} \div (45 \text{億円} \div 6,000 \text{万株}) = 16$$

X社のPER=16倍

2. 不適切×

ROEとは自己資本(純資産)に対して、どれだけ利益を上げたのかを表した指標のことです。式は

$$\text{ROE(\%)} = \text{当期純利益} \div \text{自己資本} \times 100$$

- ・ ROEが高い＝効率よく利益を上げている

X社の当期純利益は45億円、自己資本は600億円ですので、
 $45 \text{億円} \div 600 \text{億円} \times 100 = 7.5\%$

X社のROE=7.5%

3. 適切○

投資の判断材料として、PER, ROEといった投資指標や、同業他社との比較など、相対的な投資判断は大切です。

従って2

《問 6》 最後に、Mさんは、上場不動産投資信託(J-REIT)についてアドバイスした。MさんのAさんに対するアドバイスとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) 「上場不動産投資信託(J-REIT)は、複数の不動産会社の株式を主たる投資対象とする投資信託です。不動産会社の株式を直接購入するよりも、リスクを分散することができます」
- 2) 「上場不動産投資信託(J-REIT)は、上場株式と同様に証券取引所を通じて取引することができます。実物不動産への投資に比べて、流動性(換金性)が高い、少額から投資ができる等の特徴があります」
- 3) 「上場不動産投資信託(J-REIT)の分配金は、不動産所得として課税の対象となります。当該金額が年間 20 万円を超える場合は、所得税の確定申告をする必要があります」

【答え】

1. 不適切×

上場不動産投資信託(J-REIT)の投資対象は、**現物の不動産**等であり、不動産会社の株式では不適切です。

2. 適切○

上場不動産投資信託(J-REIT)の取引方法は、証券会社を通じ、指値注文、成行注文など、株式の取引と同様となっています。
売買も少額から自由に取り引できるため、流動性も高いです。

3. 不適切×

上場不動産投資信託(J-REIT)の分配金は、上場株式等の扱いと同様の**配当所得**となり、総合課税もしくは申告分離課税、確定申告不要制度を選択することが可能です。

従って、2

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問7》～《問9》)に答えなさい。

-----《設 例》-----

会社員のAさんは、妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんの4人家族である。Aさんは、平成30年中に「ふるさと納税」の制度を利用して、10の地方自治体に計12万円の寄附を行っている。また、Aさんは、平成30年中に妻Bさんの入院・手術費用として医療費30万円を支払ったため、医療費控除の適用を受ける予定である。

なお、Aさんとその家族に関する資料等は、以下のとおりである。

＜Aさんとその家族に関する資料＞

Aさん (50歳) : 会社員
妻Bさん (50歳) : 専業主婦。平成30年中の収入はない。
長男Cさん(20歳) : アルバイト。平成30年中の給与収入は150万円である。
長女Dさん(17歳) : 高校生。平成30年中の収入はない。

＜Aさんの平成30年分の収入等に関する資料＞

(1) 給与収入の金額 : 930万円
(2) 不動産所得の金額 : 120万円

※妻Bさん、長男Cさんおよび長女Dさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも平成30年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 7》 A さんの平成 30 年分の所得税における総所得金額は、次のうちどれか。

- 1) 717万円
- 2) 837万円
- 3) 1,050万円

＜資料＞ 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
～	180	収入金額×40% (65万円に満たない場合は、65万円)
180	～ 360	収入金額×30%+18万円
360	～ 660	収入金額×20%+54万円
660	～ 1,000	収入金額×10%+120万円
1,000	～	220万円

【答え】

総所得金額の計算では、総合課税の所得を合算し、損益通算して算出します。

A さんの所得は給与所得と不動産所得です。

まず〈資料〉より、A さんの給与所得控除を計算します。

給与所得 930 万円の A さんでは、

$$930 \text{ 万円} \times 10\% + 120 \text{ 万円} = 213 \text{ 万円}$$

$$930 \text{ 万円} - 213 \text{ 万円} = 717 \text{ 万円}$$

$$\text{給与所得} + \text{不動産所得} = \text{総所得金額}$$

$$717 \text{ 万円} + 120 \text{ 万円} = 837 \text{ 万円}$$

従って 2

《問 8》 A さんの平成 30 年分の所得税における所得控除に関する以下の文章の空欄 1~3 に 入る語句の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) (①), 医療費控除および寄附金控除の3種類の所得控除については、年末調整では適用を受けることができないため、これらの控除の適用を受けるためには所得税の確定申告が必要となる。
- ii) Aさんが適用を受けることができる配偶者控除の控除額は、(②)である。
- iii) Aさんが適用を受けることができる扶養控除の控除額は、(③)である。

- | | | |
|-------------------|--------|---------|
| 1) ① 雑損控除 | ② 38万円 | ③ 38万円 |
| 2) ① 住宅借入金等特別控除 | ② 26万円 | ③ 63万円 |
| 3) ① 小規模企業共済等掛金控除 | ② 26万円 | ③ 101万円 |

＜資料＞配偶者控除額の金額

居住者の合計所得金額	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
万円超 万円以下		
～ 900	38万円	48万円
900 ～ 950	26万円	32万円
950 ～ 1,000	13万円	16万円

【答え】

1. 給与所得者は年末調整により、適正な税額の計算が行われる確定申告は不要ですが、医療費控除や寄附金控除、雑損控除は年末調整では計算されないのので、確定申告する必要があります。

配偶者控除では納税者と生計を一にする配偶者で、

- ・ 配偶者の合計所得金額が 38 万円以下(年収 103 万円以下)
 - ・ 納税者本人の合計所得金額が 1,000 万円以下
- の場合に適用されます。

適用額は

納税者の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象者
900 万円以下	38 万円	48 万円
900 万円～950 万円以下	26 万円	32 万円
950 万円～1,000 万円以下	13 万円	16 万円

納税者である A さんの総所得金額は 837 万円でした。

妻 Bさんは、収入は 0 円でしたので、配偶者控除の要件を満たし、38 万円の控除が受けられます。

扶養控除については、配偶者以外で納税者本人と生計を一にする親族が対象で、対象となる親族の合計所得金額が 38 万円以下の場合に適用可能です。

		特定扶養親族		老人扶養親族
控除対象年齢	16 歳～19 歳未満	19 歳～23 歳未満	23 歳～70 歳未満	70 歳以上
控除額	38 万円	63 万円	38 万円	同居 58 万円 別居 48 万円

A さんの家族では

長男 C さん(20) の収入 150 万円・・・対象外

長女 D さん(17) の収入 0 円・・・38 万円控除

と、なります。

従って、1) ①雑損控除 ②38 万円 ③38 万円

《問 9》 A さんの平成 30 年分の所得税の確定申告に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

- 1) 「Aさんは、ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用することで、寄附金控除については確定申告をする必要がなくなります」
- 2) 「Aさんは、確定申告書に医療費控除の明細書を添付することにより、医療費控除の適用を受けることができます」
- 3) 「確定申告書は、原則として、平成31年2月16日から3月15日までの間にAさんの 住所地を所轄する税務署長に提出してください」

【答え】

1. 不適切×

ふるさと納税ワンストップ特例制度では、確定申告をしなくても、ふるさと納税の寄附金控除が受けられる制度です。

- ・確定申告をする必要のない人
- ・年間のふるさと納税納付先自治体が5つまでの人を、対象としており、Aさんの場合には給与所得の他に120万円の不動産所得があるので、Aさんは**確定申告が必要**になります。

2. 適切○

医療費控除では、納税者本人のまたは生計を一にする配偶者やその他の親族が医療費を支払った場合に適用できます。(合算することができる)

医療費控除の明細書に必要事項を記載し確定申告書に添付することで、控除を受けられます。

3. 適切○

確定申告の申告期限では、所得が生じた**翌年の2月16日から3月15日**までの間に、所得が生じた年の1月1日から12月31日までに生じた所得の所得税額を計算した上で、**納税地の所轄税務署長**に対して確定申告書を提出します。

従って、1

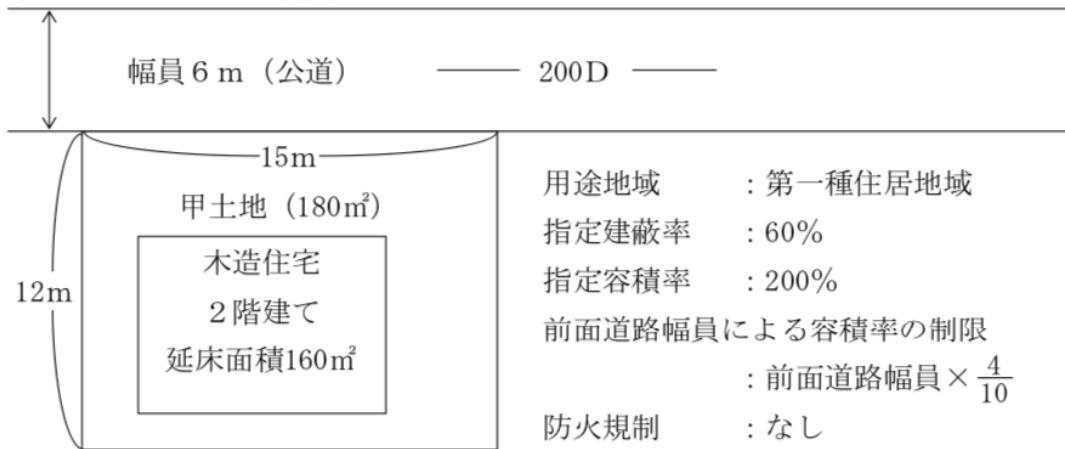
【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問10》～《問12》)に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさん（55歳）は、現在、会社の借上げ社宅（マンション）に妻と2人で暮らしているが、定年退職後の生活を見据えて、妻の趣味であるガーデニングを楽しむための戸建て住宅を購入したいと考えている。具体的には、現在の住まいから徒歩圏内にある甲土地および建物の購入を検討している。

甲土地および建物の概要は、以下のとおりである。

<甲土地および建物の概要>



- ・ 指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・ 特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 10》 甲土地の 1 建蔽率の上限となる建築面積と 2 容積率の上限となる延べ面積の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- 1) ① 108m^2 ② 216m^2
2) ① 108m^2 ② 360m^2
3) ① 144m^2 ② 432m^2

【答え】

【建ぺい率】

建築面積の求め方は、

最大建築面積=敷地面積×建ぺい率

甲土地の場合、敷地面積は 180 m^2 、建ぺい率は 60% ですので

$$180\text{ m}^2 \times 60\% = 108\text{ m}^2$$

【容積率】

[計算式]

容積率=延べ面積÷敷地面積

延べ面積=敷地面積×容積率

・容積率の制限

容積率は、前面道路の幅員によって制限を受けます。

前面道路が2つ以上ある場合は、最も幅の広いものが道路の前面道路となります。

[前面道路の幅員による容積率]

・前面道路の幅員が12m以上の場合の容積率は「指定容積率」となります。

・前面道路の幅員が12m未満の場合の容積率

住居系用途地域・・・前面道路の幅員×4/10

その他の用途地域・・・前面道路の幅員×6/10

12m 未満の場合は、「指定容積率」と「前面道路の幅員×法定乗数(4/10 または 6/10)」のいずれか、小さい方が限度となります。

問題文の前面道路は6m、用途地域は第一種住居地域となっております

ので、 $6 \times 4/10 = 240\%$

つまり、指定容積率 200%を使用します。

延べ面積上限= $180 \text{ m}^2 \times 200\% = 360 \text{ m}^2$

従って、2 ①108 m² ②360 m²

《問 11》 不動産の価格に関する以下の文章の空欄 1~3 に入る語句または数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) 土地の価格には、「実勢価格（取引価格）」「公示価格」「基準地標準価格」「相続税路線価」「固定資産税評価額」の5つがあるといわれ、このうち相続税路線価は（ ① ）の8割程度に設定されている。（ ① ）は、毎年1月1日を基準日として、国土交通省の土地鑑定委員会が判定し、3月に公表されるものである。
- ii) 《設例》の図では相続税路線価が表示されているが、この道路に示された「200 D」とは、1 m²当たりの価額が（ ② ）万円、借地権割合が（ ③ ）%であることを示している。

- | | | |
|-----------------|-------|------|
| 1) ① 実勢価格（取引価格） | ② 20 | ③ 50 |
| 2) ① 公示価格 | ② 20 | ③ 60 |
| 3) ① 公示価格 | ② 200 | ③ 70 |

【答え】

国税庁が7月1日公表の相続税路線価は、**公示価格**の80%を目安として設定されています。基準日は1月1日です。

路線価とは国税庁が発表する路線価(1m²当たりの 価格 単位は千円)をもとにし、その宅地の状況や 形状などを考慮して計算されるもので、「200」は宅地1m²当たり**20万円**を意味します。

「D」は借地権割合が**60%**であることを示しています。

アルファベット	A	B	C	D	E	F	G
借地権割合	90%	80%	70%	60%	50%	40%	30%

従って、2 (1) 公示価格 (2) 20 (3) 60

《問 12》 不動産登記簿の見方およびその調査に関する次の記述のうち、最も不適切なものはどれか。

1) 「甲土地の購入の検討にあたっては、登記簿で権利関係を確認してください。所有権に関する登記事項は、権利部(甲区)で確認することができます」

2) 「全部事項証明書(登記簿謄本)は、誰でも交付を受けることができます。交付にあたっては、土地の地番、建物の家屋番号を確認のうえ、申請してください」

3) 「甲土地の全部事項証明書(登記簿謄本)を取得するためには、甲土地が所在する 市区町村役場にその交付の申請をする必要があります。各自治体のホームページから オンライン請求することも可能です」

【答え】

1. 適切○

権利部 (権利に関する事項)
甲区：所有権に関する事項 →所有権の保存・移転・仮登記・差押えなどを記載
乙区：所有権以外の権利に関する事項 →抵当権・借地権・賃借権などを記載

所有権に関する事項は、権利部甲区に記録され、所有権以外の権利に関する事項は、権利部乙区に記録されます。抵当権は権利部乙区に記録されます。

2. 適切○

登記事項証明書とは、法務局(登記所)の登記簿に登録されている情報が記載されており、コンピュータで処理したデータを専用用紙に印刷した形式です。

法務局(登記所)で交付申請すれば、誰でも記載事項を確認できます。

3. 不適切

登記事項証明書の交付請求はインターネットを利用して、誰でもオンラインで行うことが可能です。(申請の必要はない)
ただし、受領はオンラインで行うことはできません。

従って 3

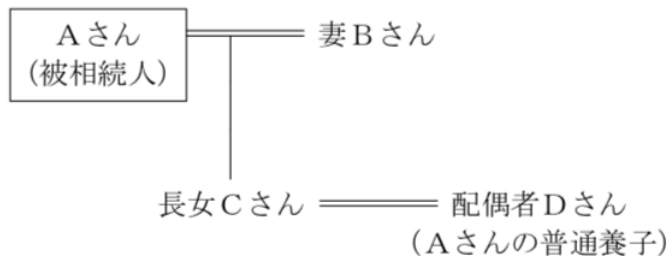
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問(《問13》～《問15》)に答えなさい。

《設 例》

非上場企業であるX株式会社（以下、「X社」という）の社長であったAさんは、平成30年12月17日に病気により死亡した。X社は、死亡退職金5,000万円を妻Bさんに支給した。後任の社長には、長女Cさんの夫でX社の専務取締役であるDさんが就任した。Aさんは、平成14年10月にDさんを普通養子としている。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

＜Aさんの親族関係図＞



＜Aさんの主な相続財産（相続税評価額）＞

預金等の金融資産	…	7,000万円
自宅（敷地400㎡）	…	2,000万円（「小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例」適用後の相続税評価額）
自宅（建物）	…	1,000万円
X社株式	…	1億5,000万円
死亡退職金	…	5,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問 13》 Aさんの相続に関する以下の文章の空欄 1～3 に入る数値の組合せとして、次のうち最も適切なものはどれか。

- i) Aさんの相続税における遺産に係る基礎控除額は (①) 万円である。
- ii) 妻Bさんが受け取った死亡退職金5,000万円のうち、相続税の課税価格に算入される金額は (②) 万円である。
- iii) 妻Bさんが自宅の敷地を相続により取得し、特定居住用宅地等として小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けた場合、その敷地は330㎡までの部分について (③) %の減額が受けられる。

- 1) ① 4,200 ② 3,500 ③ 50
- 2) ① 4,800 ② 1,500 ③ 50
- 3) ① 4,800 ② 3,500 ③ 80

【答え】

・遺産にかかる基礎控除額の算出方法は
3,000万円＋600万円×法定相続人の数です。

また、税法では法定相続人の数で、養子を増やす事での相続税の不正を防ぐために、税法の計算過程では、実子がない場合には養子は2人まで、実子がいる場合には、養子は1人までとしています。

Aさんの家族での法定相続人は、妻Bさん、長女Cさん、養子Dさんの3名ですので、

Aさんの遺産にかかる基礎控除
3,000万円＋600万円×3人＝4,800万円

・相続人が生命保険金、死亡退職金を受け取った場合には、
500万円×法定相続人の数までが非課税となります。

Aさんの家族での法定相続人は、妻Bさん、長女Cさん、養子Dさんの3名ですので、
500万円×3人=1,500万円

相続税の課税価格に算入される金額は
5,000万円-1,500万円=3,500万円

・小規模宅地の特例を受けた場合に、特定居住用宅地の場合には敷地面積 330 m²を上限に 80%を減額します。

区分	要件	面積	割合	備考
特定居住用宅地	被相続人の居住用で、取得者が配偶者の親族	330m ²	80%	特定居住用と特定事業用の併用では730m ² まで適用可
特定事業用宅地	被相続人の事業用で、取得者が一定の親族	400m ²	80%	相続税申告まで事業を引き継ぐ
貸付事業用宅地	不動産貸付用の宅地（賃貸マンション等）	200m ²	50%	相続税申告期限までに譲渡した場合は除く

従って、3 ①4,800 ②3,500 ③80

《問 14》 Aさんの相続に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

- 1) 「A さんが平成 30 年分の所得税について確定申告書を提出しなければならない者に該当する場合、相続人は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 3 カ月以内に準確定申告書を提出しなければなりません」
- 2) 「相続人が A さんの自筆証書遺言を発見した場合、相続人は、遅滞なく、その遺言書を所轄税務署長に提出して、その検認を請求しなければなりません」
- 3) 「相続税の申告書は、原則として、相続の開始があったことを知った日の翌日から 10 カ月以内に被相続人である A さんの死亡時の住所地を所轄する税務署長に提出しなければなりません」

【答え】

1. 不適切×

相続人が行う準確定申告では、相続の開始があったことを知った日から **4 ヶ月以内**に、亡くなった人の住んでいた住所の管轄税務署へ提出しなければいけません。

2. 不適切×

自筆証書遺言では、**家庭裁判所**での検認が必要となります。

3. 適切○

相続税の納付書の提出では、相続の開始があったことを知った日の**翌日から 10 ヶ月以内**にしなければいけません。

提出先は、亡くなった人の住んでいた住所の所轄税務署長です。

従って、3

《問 15》 A さんの相続に係る課税遺産総額（「課税価格の合計額-遺産に係る基礎控除額」）が 2 億 4,000 万円であった場合の相続税の総額は、次のうちどれか。

- 1) 5,300万円
- 2) 6,200万円
- 3) 8,100万円

＜資料＞相続税の速算表（一部抜粋）

法定相続分に応ずる取得金額			税率	控除額
万円超	万円以下			
	～ 1,000		10%	—
1,000	～ 3,000		15%	50万円
3,000	～ 5,000		20%	200万円
5,000	～ 10,000		30%	700万円
10,000	～ 20,000		40%	1,700万円
20,000	～ 30,000		45%	2,700万円

【答え】

相続税の総額を計算する場合には、各法定相続人の相続額の総額を求めます。

養子、実子、嫡出子、非嫡出子の法定相続分は対等です。

●相続人の範囲と順位、法定相続分

配偶者のみ		相続分すべて		
順位	範囲	法定相続分	配偶者	配偶者なし
第1順位	子	1/2で均等分	1/2	すべてを均等
第2順位	直系尊属 父母・祖父 母の順	1/3で均等分	2/3	すべてを均等
第3順位	兄弟姉妹 第1, 第2が いない	1/4で均等分	3/4	すべてを均等

Aさんの家族での法定相続人は、妻Bさん、長女Cさん、養子Dさんの3名ですので、妻1/2、長女C、養子Dさん1/2を2人で分けるため各1/4

妻Bさん

2億4,000万円÷2×40%-1,700万円=3,100万円
(速算表より1億2,000万円は40%)

長女C、養子Dさん

2億4,000万円÷4×30%-700万円=1,100万円
(速算表より6,000万円は30%)

3名の総額

3,100万円+1,100万円+1,100万円=5,300万円
相続税の総額は5,300万円

従って、1

